# 国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 （令和三年政令第百五十六号）

## 第一章　関係政令の整備

#### 第一条（国立大学法人法施行令の一部改正）

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

法第二十二条第一項第七号及び第二十九条第一項第六号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

###### 一

当該国立大学又は大学共同利用機関（以下この条において「国立大学等」という。）における研究の成果の提供を受けて、他の事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

###### 二

前号に掲げるもののほか、当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて、他の事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

法第二十二条第一項第七号及び第二十九条第一項第六号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

###### 一

当該国立大学又は大学共同利用機関（以下この条において「国立大学等」という。）における研究の成果の提供を受けて、他の事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

###### 二

前号に掲げるもののほか、当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて、他の事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（当該国立大学等における研究の成果の提供を受けて研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。）

#### 第二条（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

###### 百九十

国立大学法人法の一部を改正する法律（令和三年法律第四十一号。以下「令和三年国立大学法人法改正法」という。）附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人小樽商科大学（以下「旧小樽商科大学」という。）及び旧国立大学法人北見工業大学（以下「旧北見工業大学」という。）並びに令和三年国立大学法人法改正法附則第八条第一項の規定により国立大学法人北海道国立大学機構となつた旧国立大学法人帯広畜産大学（以下「旧帯広畜産大学」という。）

###### 百九十一

令和三年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人奈良教育大学（以下「旧奈良教育大学」という。）及び令和三年国立大学法人法改正法附則第八条第二項の規定により国立大学法人奈良国立大学機構となつた旧国立大学法人奈良女子大学（以下「旧奈良女子大学」という。）

###### 百三十六

旧小樽商科大学、旧北見工業大学及び旧帯広畜産大学

###### 百三十七

旧奈良教育大学及び旧奈良女子大学

#### 第三条（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十四年政令第百九十九号）の一部を次のように改正する。

## 第二章　経過措置

#### 第四条（国が承継する資産の範囲等）

国立大学法人法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第五条第二項の規定により国が承継する資産は、文部科学大臣が財務大臣に協議して定める。

##### ２

前項の規定により国が承継する資産は、一般会計に帰属する。

#### 第五条（積立金の処分に係る経過措置）

改正法附則第五条第五項の規定により国立大学法人北海道国立大学機構（以下「北海道国立大学機構」という。）又は国立大学法人奈良国立大学機構（以下「奈良国立大学機構」という。）が行うものとされる同条第一項の規定により解散した国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学又は国立大学法人奈良教育大学の積立金の処分の業務については、それぞれ北海道国立大学機構又は奈良国立大学機構の積立金の処分の業務とみなして、国立大学法人法施行令第三章の規定を適用する。

#### 第六条（国立大学法人小樽商科大学等の解散の登記の嘱託等）

改正法附則第五条第一項の規定により国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学並びに国立大学法人奈良教育大学が解散したときは、文部科学大臣は、遅滞なく、それぞれの解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

##### ２

登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、それらの登記記録を閉鎖しなければならない。

#### 第七条（評価委員の任命等）

改正法附則第六条第三項の評価委員（北海道国立大学機構が承継する資産の価額を評価するものに限る。）は、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

###### 一

財務省の職員

###### 二

文部科学省の職員

###### 三

北海道国立大学機構の役員（令和四年三月三十一日までの間は、国立大学法人帯広畜産大学の役員）

###### 四

学識経験のある者

##### ２

改正法附則第六条第三項の評価委員（奈良国立大学機構が承継する資産の価額を評価するものに限る。）は、次に掲げる者につき文部科学大臣が任命する。

###### 一

財務省の職員

###### 二

文部科学省の職員

###### 三

奈良国立大学機構の役員（令和四年三月三十一日までの間は、国立大学法人奈良女子大学の役員）

###### 四

学識経験のある者

##### ３

改正法附則第六条第三項の規定による評価は、北海道国立大学機構が承継する資産の価額に関するものにあっては第一項の規定により任命された評価委員の、奈良国立大学機構が承継する資産の価額に関するものにあっては前項の規定により任命された評価委員の、それぞれ過半数の一致によるものとする。

##### ４

改正法附則第六条第三項の規定による評価に関する庶務は、文部科学省高等教育局国立大学法人支援課において処理する。

# 附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。